

<課外活動再開ガイドライン>(第1報)

- 6月19日(金)より、<課外活動再開ガイドライン>を遵守・徹底のうえで、当機構が指定した学内体育施設を使用する場合に限り、活動の再開を認め、最初の段階は以下の通りとする。それ以外のすべての活動については、引き続き、自粛を強く要請する。対象団体については、当面、当該施設を活動拠点とする団体、および当該施設の利用目的に合致する団体とし、体育会のみとする。段階的な対応は例外となるため、ガイドライン以外の活動は認めない。今後の段階(内容)の変更は、随時ホームページで案内する。体育会以外の課外活動の段階的再開の方針については現在検討をしており、追ってホームページで案内する。

【申請可能団体】

- ・体育会 42部

【条件】

- ・施設、時間、人数、距離等は下表参照

実施予定日	使用施設	活動時間	練習形態	道具使用	参加人数	対人距離	ボディコンタクト	指導者
6/19~	<p>【第2フィールド】 陸上競技場、準硬式野球場</p> <p>【第3フィールド】 硬式野球場、アメリカンフットボール場</p> <p>【第4フィールド】 サッカー場、テニスコート</p>	60分 ※準備/片付け(整備)含む	個人練習のみ	・個人所有のみ ・本人使用に限る	20名 ※チームスタッフ含む	10m以上	不可	安全管理の観点から、必要に応じて最少人数の立ち会いを認める。

- ・施設の使用を希望する場合は、「申請書」を提出すること
- ・使用施設・時間の希望は受け付けない
- ・申請締切後の変更は受け付けない
- ・各施設において、通常使用時の活動拠点に関係なく割り当てを行う
- ・使用可能時間は、平日：15時30分～20時20分、土日祝：9時～20時20分とする
- ・各時間帯、フィールド1団体までとする
- ・団体ごと、男女、パートごとに申請可とする
- ・1名、1日、60分のみでの使用とする(パートごとで申請する場合、使用者の重複は不可)
- ・原則、1団体、1日、60分のみでの割り当てとする

- ・パートごと等複数申請した場合でも 1 団体として割り当てを行うが、空き状況によってはこの限りではない
- ・毎週木曜日までに「施設使用者・通学経路申請書」を提出し、活動翌日の 11:30 までに「活動報告書」を提出すること
- ・「体調チェックシート」により日々の体調管理を行い、「課外活動日報」(検温の確認等)を活動前までに提出すること
- ・各個人が石鹸を持参し、活動の前後及び毎回の休憩時に石鹸で 30 秒以上の手洗いとうがいを実施すること(地面に手をつく、転倒した場合も石鹸で手を洗うことが望ましい)
- ・可能であれば、手洗い後に手指消毒も実施すること
- ・活動以外の時間は原則、マスクを着用すること。なお、着脱については以下を参照のこと
「厚生労働省ホームページ」〈「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント〉
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html
- ・大声は出さない
- ・集団での会話、ミーティングは禁止とする
- ・水分補給等必要なものは、各自で準備すること(ドリンクボトルやジャグでの飲料共有不可)
- ・活動の参加は各個人の自由意思とし、強制はしないこと
- ・活動に参加できない場合、練習不足による技術の低下や戦術の理解不足等が発生する可能性が考えられるが、それにより処遇に不公平が生じないように配慮すること
- ・使用許可時間に参集し、活動終了後すぐに解散すること(使用許可時間以外のキャンパス滞在は禁止とする)
- ・使用許可者以外のキャンパス立入は禁止とする

【更衣場所】

- ・部室・更衣室・シャワーは使用禁止のため、一時的な更衣場所を提供する
- ・活動前は使用不可、活動後のみ使用可とする
- ・使用可能時間は、第 2・3 フィールドを使用する場合、活動終了直後から 30 分間のみ、第 4 フィールドを使用する場合は、移動時間を考慮し、活動終了 30 分後から 30 分間のみとする
- ・更衣場所については使用許可団体に教学 Web サービスにて通知する
- ・団体ごとの使用とする
- ・入室前に各個人が持参した石鹸で 30 秒以上の手洗いとうがいを実施すること
- ・更衣のみとし、荷物・貴重品は置かないこと
- ・更衣場所での飲食禁止
- ・更衣場所での滞在時間を極力短くする工夫をすること

【製氷機について】

- ・使用可能な製氷機は使用許可団体に教学 Web サービスにて通知する
- ・使用上の注意を厳守すること（例：製氷機内の氷を全て取らない、アイシング以外に使用しない）
- ・製氷機の氷が不足する場合は、スポーツ振興・統括課に連絡をすること

【課外活動再開にあたって】

- ・部室、会議室等は当面使用禁止とする
- ・活動に必要な物品を取るための部室・倉庫等入室も原則認めない
- ・活動時以外(移動等)でも感染拡大防止に努め、3密(密閉空間・密集空間・密接場面)の回避を厳守すること・熱中症の対策を十分に行うこと
- ・施設使用者でスポーツ安全保険未加入者がいる場合は、スポーツ振興・統括課に相談すること

【申請手順】

- ・毎週月曜日 16:50 までに「申請書」（所定様式）をダウンロードし、スポーツ振興・統括課宛に提出する
- ・毎週水曜日 16:50 頃に教学 Web サービスにて結果を通知する
- ・毎週木曜日 15:00 までに「施設使用者・通学経路申請書」（所定様式）をダウンロードし、スポーツ振興・統括課宛に提出する
- ・活動前までに「課外活動日報」（所定様式）をダウンロードし、鍵借用時、総合体育館内の窓口へ提出する
- ・活動の翌日 11:30 までに「活動報告書」（様式自由）をスポーツ振興・統括課宛に提出する
※スポーツ振興・統括課宛先：spbn@kwansei.ac.jp

【使用にあたって】

- ・「体育施設利用ガイド」を事前に確認しておくこと
- ・陸上競技場のトラック内は、トレーニングシューズを使用すること
- ・施設の鍵を借用・返却するために総合体育館に入館できるのは、「施設使用者・通学経路申請書」で報告する1名のみとする
- ・鍵の借用は、第2・3フィールドを使用する場合、使用許可時間10分前、第4フィールドを使用する場合、使用許可時間15分前とする
- ・鍵の返却は、使用許可時間終了後速やかに行うこと
- ・施設の鍵の借用・返却時は、窓口で団体名と使用施設を伝え、学生証を提示すること
- ・ガイドラインを逸脱した団体は通常活動時まで使用を禁止する

